

別紙

上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例（昭和 3 9 年条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号（以下「改正前の号」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の号（以下「改正後の号」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の号を当該改正後の号とする。
- (2) 次の表中、改正前の号に対応する改正後の号が存在しない場合にあっては、当該改正前の号を削る。
- (3) 次の表中、改正後の欄の項に対応する改正前の欄の項が存在しない場合にあっては、当該改正後の欄の項を加える。
- (4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第 1 号に掲げる場合を除く。

改正前	改正後
(扶養手当)	(扶養手当)
第8条 略	第8条 略
2 略	2 略
(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)	
<u>(2)</u> 略	<u>(1)</u> 略
<u>(3)</u> 略	<u>(2)</u> 略
<u>(4)</u> 略	<u>(3)</u> 略
<u>(5)</u> 略	<u>(4)</u> 略
<u>(6)</u> 略	<u>(5)</u> 略

(7) 略 3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第7号までに掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)については1人につき6,500円(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「8級職員」という。)にあつては3,500円)、同項第2号に掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。 4 扶養親族としての子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族としての子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。	(6) 略 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、同項第2号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「8級職員」という。)にあつては3,500円)とする。 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、組合規則で定める。
第9条 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。 (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至つた者がある場合 (2) 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の	第9条 削除

最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となつた日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終る。ただし、扶養手当の支給開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後
にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、次のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある8級職員が8級職員以外の職員となった場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で8級職員以外のものが8級職員となった場合

(5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となった場合

(地域手当)

第9条の2 略

2 前項の規定による支給される地域手当の額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の10を乗じて得た額とする。

(管理職員特別勤務手当)

第17条の2 指定管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合は、当該指定管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

(地域手当)

第9条の2 略

2 前項の規定による支給される地域手当の額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の8を乗じて得た額とする。

(管理職員特別勤務手当)

第17条の2 指定管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務をした場合は、当該指定管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、指定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除

2 管理職員特別勤務手当の額は、<u>前項の規定による勤務1回（組合規則で定める時間以上勤務した場合とする。）につき、12,000円を超えない範囲内において組合規則で定める額</u>とする。 3 <u>前2項</u>に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、組合規則で定める。 （定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外） 第17条の9 <u>第8条、第9条及び第9条の3</u>の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。	く。）であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該指定管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 3 管理職員特別勤務手当の額は、<u>次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して組合規則で定める勤務をした職員にあつてはその額に100分の150を乗じて得た額）</u>とする。 （1） 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において組合規則で定める額 （2） 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において組合規則で定める額 4 <u>前3項</u>に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、組合規則で定める。 （定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外） 第17条の9 <u>第8条</u>の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。
--	---

（上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第2条 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年条例第1号）の一部を次のように改正する。

（1） 次の表中、改正後の欄の条に対応する改正前の欄の条が存在しない場合にあつては、当該改正後の欄の条を加える。

（2） 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する

改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に継続している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として組合規則で定める者を含む。以下同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして組合規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、組合規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。 2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、組合規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合に	(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に継続している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として組合規則で定める者を含む。以下同じ。)のある職員(職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして組合規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、組合規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。 2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、組合規則で定めるところにより、当該子を養育するた

は、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。	めに請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。
3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある <u>職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして組合規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)</u>が、組合規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第8条第2項に規定する勤務をさせてはならない。	3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある <u>職員</u>が、組合規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第8条第2項に規定する勤務をさせてはならない。
4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に継続している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規	4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に継続している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規

定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として組合規則で定める者を含む。以下同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして組合規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、組合規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、**第2項中「3歳に満たない子のある職員が、組合規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして組合規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。))**が、組合規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)のある職員が、組合規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

(特別休暇)

定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として組合規則で定める者を含む。以下同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして組合規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、組合規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、**並びに第2項**及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある**職員**が、組合規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)のある職員が、組合規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

(特別休暇)

第14条 略

2 略

(16) 出生の日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する職員が、当該子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして組合規則で定める当該子の世話を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日(その養育する出生の日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内で必要と認める期間

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者等)で負傷、疾病又は老齢により組合規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、組合規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務

第14条 略

2 略

(16) 出生の日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する職員が、当該子の看護等(負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして組合規則で定める当該子の世話若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして組合規則で定める事由に伴う当該子の世話を行うこと又は当該子の教育若しくは保育に係る行事のうち組合規則で定めるものへの参加をすることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日(その養育する出生の日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内で必要と認める期間

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者その他組合規則で定める者(第17条の2第1項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により組合規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、組合規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を

をしないことが相当であると認められる
場合における休暇とする。

第17条 略

超えない範囲内で指定する期間（以下
「指定期間」という。）内において勤務
をしないことが相当であると認められる
場合における休暇とする。

第17条 略

（配偶者等が介護を必要とする状況に至
った職員に対する意向確認等）

第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等
が当該職員の介護を必要とする状況に至
ったことを申し出たときは、当該職員に
対して、仕事と介護との両立に資する制
度又は措置（以下この条及び次条におい
て「介護両立支援制度等」という。）そ
の他の事項を知らせるとともに、介護両
立支援制度等の申告、請求又は申出（次
条において「請求等」という。）に係る
当該職員の意向を確認するための面談そ
の他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員
が40歳に達した日の属する年度（4月1日
から翌年の3月31日までをいう。）におい
て、前項に規定する事項を知らせなけれ
ばならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第17条の3 任命権者は、介護両立支援制
度等の請求等が円滑に行われるようにす
るため、次に掲げる措置を講じなければ
ならない。

（1） 職員に対する介護両立支援制度等
に係る研修の実施

（2） 介護両立支援制度等に関する相談
体制の整備

（3） その他介護両立支援制度等に係る
勤務環境の整備に関する措置

第18条 略

第18条 略

--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）から施行する。

(令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 2 切替日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における第 1 条の規定による改正後の上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後給与条例」という。）第 8 条の規定の適用については、同条第 2 項中「(5) 重度心身障

害者」とあるのは「(5) 重度心身障害者
(5)の 2 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と

と、同条第 3 項中「13, 000 円」
同様の事情にある者を含む。）」

とあるのは「11, 500 円」と、「同項第 2 号から第 6 号まで」とあるのは「同項第 2 号から第 5 号まで及び第 6 号」と、「とする」とあるのは「、同項第 5 号の 2 に該当する扶養親族については 3, 000 円とする。ただし、同号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、8 級職員に対しては支給しない」とする。

(令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における地域手当に関する経過措置)

- 3 切替日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における改正後給与条例第 9 条の 2 第 2 項の適用については、同項中「100 分の 8」とあるのは、「100 分の 9」とする。

(上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 4 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

(2) 次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

改正前	改正後												
(短時間勤務職員についての給与条例の特例)	(短時間勤務職員についての給与条例の特例)												
第18条 略	第18条 略												
<table><tr><td>第17条の9</td><td>再任用職員</td><td>短時間勤務職員</td></tr><tr><td>第1項</td><td></td><td></td></tr></table>	第17条の9	再任用職員	短時間勤務職員	第1項			<table><tr><td>第17条の9</td><td>第8条</td><td>第8条及び第9条の3</td></tr><tr><td></td><td>定年前再任用短時間勤務職員</td><td>短時間勤務職員</td></tr></table>	第17条の9	第8条	第8条及び第9条の3		定年前再任用短時間勤務職員	短時間勤務職員
第17条の9	再任用職員	短時間勤務職員											
第1項													
第17条の9	第8条	第8条及び第9条の3											
	定年前再任用短時間勤務職員	短時間勤務職員											

(上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

5 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和5年条例第2号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
附 則	附 則
第17条 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例第4条第3項及び第5項から第7項まで、 第8条、第9条並びに第9条の3 並びに新給与条例第4条第9項から第11項までの規定は、暫定再任用職員には適用しない。	第17条 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例第4条第3項及び第5項から第7項まで 並びに第8条 並びに新給与条例第4条第9項から第11項までの規定は、暫定再任用職員には適用しない。